

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年5月2日

京都市長 門川大作

京都市規則第15号

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則

第1条第1項の表中

「

	健康づくり推進課	管理係長 成人保健・医療係長 母子・精神保健係長
--	----------	-----------------------------

を

」

「

健康福祉部	健康長寿推進課	地域支援係長 健康長寿推進係長 高齢介護保険係長
	障害保健福祉課	障害難病支援係長
子どもはぐくみ室	子どもはぐくみ課長	子育て推進係長 子育て相談係長

に改め、

」

同条第3項中「保健センター長」の右に「，保健センター次長，部長，室長」を加え，同条第5項中「及び次長」及び「，それぞれ」を削り，「保健福祉局医務担当局長」の右に「を，次長は同局健康長寿のまち・京都推進担当局長」を加え，同条第6項中「又は」を「及び」に改め，同条第7項表以外の部分中「第5条医療衛生推進室の款健康安全課の項第5号」を「第5条第1項医療衛生推進室の款健康安全課の項第5号」に改め，同項の表担当課長の項中「健康づくり推進課長，第6条第3項に規定する支所長」を「健康福祉部健康長寿推進課長」に改め，同表担当課長補佐の項中「健康づくり推進課」を「健康福祉部健康長寿推進課」に改め，「並びに第6条第1項に規定する支所（以下この表において「保健センター支所」という。）の担当課長補佐」を削り，同表担当係長の項中「健康づくり推進課成人保健・医療係長，保健センター支所の担当係長（結核その他の疾病の予防に関する事務を担当する職員に限る。）」を「健康福祉部健康長寿推進課高齢介護保険係長」に，「京北出張所保健係長」を「京北出張所保健福祉第二係長」に改め，同表その他の職員の項中「健康づくり推進課」を「健康福祉部健康長寿推進課」に改め，「並びに保健センター支所」を

削り、同条第8項中「保健センター長は、」を「保健センター長及び保健センター次長は、それぞれ」に改め、「区役所」の右に「(洛西保健センター、深草保健センター及び醍醐保健センターにあっては区役所支所。以下同じ。)」を加え、「保健部長」を「保健福祉センター長及び子どもはぐくみ室長」に改め、同条第9項中「保健センターの課長」を「保健センターの部長、室長、課長」に、「保健部」を「健康福祉部及び子どもはぐくみ室」に改め、同条第10項を同条第12項とし、同条第9項の次に次の2項を加える。

10 前項に規定するもののほか、保健センターの健康福祉部障害保健福祉課及び子どもはぐくみ室の担当課長は、当該保健センターの健康福祉部健康長寿推進課の担当課長である職員(保健師に限る。)をもって充てる。

11 第9項に規定するもののほか、保健センターの健康福祉部健康長寿推進課の職員は、当該保健センターを勤務公署とする医療衛生推進室医療衛生センターの職員(保健師に限る。)並びに当該保健センターの健康福祉部障害保健福祉課及び子どもはぐくみ室の職員(保健師に限る。)をもって充てる。

第2条第2項中「次長は」の右に「、担当事務につき」を加え、同条第3項中「(課を置かない室に置く課長を除く。)」を削り、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、同条第4項中「及び第4条第3項」を「、第4条第4項及び第6項並びに第6条」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 保健センター次長は、保健センター長を補佐する。

第4条第1項中「ときは」の右に「、主管事務につき」を加え、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項本文中「、室長」を「又は室長」に改め、「又は保健センター長」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 保健センター長に事故があるときは、保健センター次長がその職務を代理し、保健センター次長に事故があるときは、主管事務につき、部長又は子どもはぐくみ室に置く課長がその職務を代理する。

第5条中「室、課及びセンター」を「保健所」に改め、同条保健センターの款を削り、同条に次の1項を加える。

2 保健センターの分掌する事務の概目は、次のとおりとする。

健康福祉部

健康長寿推進課

(1) 保健センターの庶務に関すること。

- (2) 衛生統計及び人口動態統計に関すること。
- (3) 保健衛生の業務に従事しようとする者の研修に関すること。
- (4) 衛生教育の実施に関すること。
- (5) 栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する相談及び指導に関すること。
- (6) 食育に関すること。
- (7) 国民健康・栄養調査に関すること。
- (8) 特定給食施設の立入検査に関すること。
- (9) 健康に関する診査及び検診並びに保健指導に関すること。ただし、子どもはぐくみ室の所管に属するものを除く。
- (10) 歯科保健に係る相談及び指導に関すること。ただし、子どもはぐくみ室の所管に属するものを除く。
- (11) 予防接種に関すること。ただし、子どもはぐくみ室の所管に属するものを除く。
- (12) 保健師業務に関すること。
- (13) 献血の促進に関すること。
- (14) 診療放射線業務（がん検診に関するものに限る。）に関すること。
- (15) 保健協議会連合会との連絡に関すること。
- (16) 保健所運営協議会（部会に限る。）に関すること。
- (17) その他他の室及び課の主管に属しないこと。

障害保健福祉課

- (1) 精神障害者の保護義務に関すること。
- (2) 精神障害者の精神科病院等への入院に要する費用の徴収額の決定に関すること。
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付に関すること。
- (4) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談指導等に関すること。
- (5) 精神障害者の社会復帰等の促進に関すること。
- (6) 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律に基づく措置に関すること。
- (7) 障害者総合支援法による介護給付費等及び地域相談支援給付費等の支給に関すること。ただし、精神障害者及び同法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（以下「難病患者」という。）に関するものに限る。
- (8) 障害者総合支援法による計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、特定障害

者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に関すること。ただし、精神障害者及び難病患者に関するものに限る。

- (9) 障害者総合支援法による精神通院医療に係る医療受給者証の交付に関すること。
- (10) 障害者総合支援法による地域生活支援事業（日常生活用具の給付又は貸与，移動支援，地域活動支援，訪問入浴サービス及び日中一時支援に関するものに限る。）に関すること。ただし、精神障害者及び難病患者に関するものに限る。
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給及び特定疾患治療研究事業に係る申請に関すること。
- (12) 自殺対策に関する相談及び支援並びに関係機関との連携協力に関すること。

子どもはぐくみ室

- (1) 母性及び乳幼児の健康に関する診査及び検診並びに保健指導に関すること。
- (2) 妊婦及び低体重児の届出並びに母子健康手帳の交付に関すること。
- (3) 未熟児の訪問指導及び養育医療に関すること。
- (4) 妊産婦及び児童の歯科保健に係る相談及び指導に関すること。
- (5) 結核にかかっている児童に対する療育の給付に係る申請に関すること。
- (6) 児童の予防接種に関すること。
- (7) 母子保健法による母子健康包括支援センターとしての業務に関すること。
- (8) 障害者総合支援法による自立支援医療費の支給に係る申請に関すること。ただし、育成医療に関するものに限る。
- (9) 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関すること。
- (10) 医薬品の管理に関すること。

第6条を削る。

第7条中「保健福祉局健康長寿のまち・京都推進担当局長は」を「保健福祉局長は，次長」に改め，同条を第6条とする。

別表を削る。

附 則

この規則は，平成29年5月8日から施行する。

(行財政局人事部人事課)